

会報

昭和53年3月15日 第105号 隔月1回発行

行政ほっかいどう

78.3

No. 105

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉



北海道行政書士会

会則改正と会費滞納者の措置 —長期滞納者は退会へ—

総務部長 高田 敏 一

総務部においては、会則の改正と諸規程の整備統合の作業ととりくんでから約半年になりました。

会則改正の主眼は、会費滞納者の措置を改正することで、総会直後に開催された綱紀委員会議においては以前のように『退会処分にできるよう改正すべきである』。また、会務の運営組織に関する特別委員会の答申では、『現行会則に基づく長期会費滞納者の措置は、実情に即さないので検討を加える必要があると思われる。』と結論し、同委員会の審議過程においては他土業の例にならい指定期日まで滞納額を完納しないときは『退会したものとみなす。』と改正してはどうかという有力な意見がありました。

総務部では、上記答申のもとに他県の例も調査して検討の結果、次のように改正原案を作成し、支部長会及び理事会の意見を聞くとともに、道担当係とも事前打ち合わせを終えましたので、今後は正式に総会提案事項として支部長会、理事会を経て本年度5月に開催予定される第19回定時総会の議決を求め、知事の認可を得て成立することになるものです。

改 正 案

(滞納の場合の措置)

第69条 会員が会費を6月分以上滞納し一定期日までに納入すべき旨の催告を受けた場合において、その期日までに滞納会費全額を納入しないときは、当該会員は当該期日の翌日において退会したものとみなす。

改正案の規定のうち「一定期日」とは、30日と規程で定めることにしています。また「退会したものとみなす。」とは、納入期限の翌日に退会届を提出したと同一の効果を発生させようとするもので、その日以降は会員たる資格を喪失し、業務ができなくなるのです。

この規定は、滞納者にとって厳しい措置であることは申すまでもありませんが、会の存立は会費により維持されるものでありますから、そうした

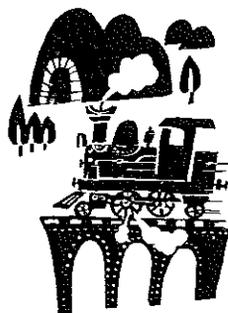
重要な観点に立って、悪い芽は早く摘みとってしまわなければならないものと思います。減免理由もなく、また延納の申請を行うこともなく、漫然と会費を滞納し、数次の催告にも何等の反応もなく、一方的に会からのサービスの提供を受け続けることを阻止して正常な会務の運営を確保するため、好むと好まざるとにかかわらず、退会していただくというものです。

なお、こうして退会となった会員は、滞納会費を納めて入会届を提出すれば、いつでも会員に復帰できることは申すまでもありません。

類似土業界との第1回話し合い

監察部長 豊田 春 男

2月14日札幌市内において、司法書士会(札幌)土地家屋調査士会北海道ブロック協議会、北海道税理士会、全国社会保険労務士会北海道会の関係者の出席を求め、1.業界の業務連絡と情報交換、2.業界の相互理解、3.非資格者の排除対策等を中心議題として各支部組織段階でも話し合いを持つにはどうしたらよいかについて意見の交換を行った。これら3項目の事項について各支部組織の中で協議を進めることについては各団体の賛意を得たが、司法書士会だけは全道四支部に分けられているため結論は持ち越しとなった。しかしながら本年度事業計画による類似土業界との友好折衝による違反の防止対策等は、支部においては団体間の組織の相違等による困難も予想されるが、ようやくそのいとぐちをみいだしたので、明年度以降各傘下組織によるスムーズな話し合いの実現について今後とも努力を続けたいと考えている。



業務資料



公用文の書き方〔2〕

—事務局X生—

Ⅱ 漢字の音訓の使用

前号では「文書の表現の方法」として、用語は日常使われている易しい言葉を用いることの例を示しましたが、本号から音訓の使用について説明します。

公用文の一般用語の漢字の音訓の使い方は「当用漢字音訓表」によるとされています。この音訓表は「本表」と「附表」とから成り、「本表」には当用漢字 1,850字の音訓を例と共に示し、「附表」には、熟字訓のように、主として一字一字の音訓として挙げられないものを掲げています。音訓表は紙面の都合上掲記できませんが、新しい辞典には当用漢字音訓表による音又は訓を記号で表示したものがありますので、それを利用されることがよいと思います。

これからの説明は、あくまでも一般用語の使用についてであり、特殊用語、専門用語はこれによらなくてよいのです。

1 次のような代名詞は、原則として漢字で書く。

(例) 彼 何 私 我々

㊦ 「僕」は、当用漢字補正案による追加文字になっているが、現在は当用漢字ではない。

2 次のように当用漢字でないもの 又は音訓表に読みを認められていないものは仮名で書く。

これ それ どれ ここ そこ だれ いずれ

3 次のような副詞及び連体詞は、原則として漢字で書く。

(例) 必ず 少し 既に 直ちに 再び 最も 専ら 余り 至って 大いに 恐らく 必ずしも 辛うじて 極めて 殊に 更に 少なくとも 絶えず 互いに 例

えば 次いで 努めて 常に 初めて
果たして 割に 既して 実に 切に
大して 特に 突然 無論 明るく 大
きな 小さな ^(きた)来る 去る 我が(国)

4 次のような副詞は、原則として仮名で書く。

(例) 可成(従来からのあて字) → かなり
ふと 従来どおり → ふと
矢張り(従来からのあて字) → やはり
余程 → よほど

5 次の接頭語は、原則として漢字に付く場合は漢字で書き、仮名に付く場合は仮名で書く

(例) ご案内 → 御案内
ご調査 → 御調査
ご提出 → 御提出
ご挨拶 } → ごあいさつ
御挨拶 }
御鞭撻 } → ごべんたつ
ご鞭撻 }

㊦ 「挨拶」「鞭撻」は当用漢字ではない。

6 次のような接尾語は、原則として仮名で書く。

(例) げ 惜し気もなく → 惜しげもなく
ども 私共 → 私ども
ぶる → 紳士ぶる
み 弱味 → 弱み
め 少な目 → 少なめ

7 次のような接続詞は、原則として仮名で書く。

(例) 追って → おって
且つ → かつ
従って → したがって
但し → ただし
就いては → ついては
所が → ところが
所で → ところで
又 → また
故に → ゆえに

8 次の接続詞4語は、原則として仮名で書く。
及び 並びに 又は 若しくは

注 「又」は「また」と書き、「又は」
の場合は「または」とせず「又は」
と書く。

9 助動詞及び助詞は、仮名で書く。

(例) ない → 札幌へ行かない。
ようだ → 対策がないようだ。
ぐらい → 二十才ぐらいの人。
だけ → 調査しただけである。
ほど → 三日ほど経過した。

10 助動詞及び助詞で当用漢字でない字又は音
訓表に掲げられていない語は仮名で書く。

(例) 次の如く考える → 次のごとく考える
10日迄に提出… → 10日までに提出…
働き乍ら考える → 働きながら考える
資料等を整える → 資料などを整える

正しい読み方

三位一体	サンミイッタイ
従二位	ジュニイ
従三位	ジュサンミ
遺言	「イゴン」とも読む

(つづく)

建設業の決算報告は

決算終了後3ヶ月以内です



支部だより

○苫小牧支部

1月14日、苫小牧市表町、ホテル近藤において第2回車庫証明事務研修会（苫小牧、室蘭、日高の3支部合同）を開催した。出席者33名。

○函館支部

1月20日、湯川町市民会館において建設業許可申請に伴う「経営事項審査申請書」を重点に研修会を開催した。

○札幌支部

1月21日、都市会館で、車庫証明業務取り扱いを主題として臨時総会を開催した。出席者218名。

(委任状を含む。)

札幌支部事務所が移転

所在地 札幌市中央区北1条西19丁目1

電話 (011) 631-6181

このたび新築された伊藤ビルに移転し職員も常勤しております。

一日行連顧問に推戴

52年12月20日付で次の方が「日行連顧問」に推戴されました。

北海道関係

区 分	党 派	御 芳 名
衆 議 院 議 員	自由民主党	地 崎 宇三郎
”	”	田 中 正 巳
”	”	中 川 一 郎
”	公 明 党	斎 藤 実
参議院議員(地方区)	日本社会党	川 村 清 一
” (全国区)	自由民主党	町 村 金 五
” (”)	日本社会党	山 崎 昇

(順不同・敬称略)

事務局だより



第19回定時総会5/20

までの会議予定

- 常任理事会 3月15日(水)
13時から17時まで
会場 雪印健保会館(7階会議室)
(札幌市中央区南4条西8丁目)
電話 251-7166
- 支部長会 4月8日(土)
13時から17時まで
会場 雪印健保会館(4階中ホール)
(札幌市中央区南4条西8丁目)
電話 251-7166
- 理事会 4月9日(日)
10時から17時まで
会場 雪印健保会館(4階中ホール)
(札幌市中央区南4条西8丁目)
電話 251-7166
- 第19回定時総会 5月20日(土)
10時から17時まで
会場 札幌市教育文化会館(3階大研修室)
(札幌市中央区北1条西13丁目)
電話 271-5821

経理部からのお願い

会費 第4期分(1月～3月)

決算期です、未納の方は至急納付くださるようお願い致します。

— 変更届は必ず提出を —

氏名、住所、事務所所在地、電話番号等の変更がありましたら、至急変更届(支部経由)を提出してください。

市町村で地名、条、丁目、番地の設定公示がされている地区があります。(郵便物が返送されたため調査し、再発送しておりますが、この郵便料、手数は大変なものです。)

文 芸

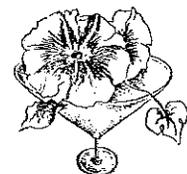
随 筆



— 鏡を見て心を静める —

(苫小牧支部会員)

「この浮世は一つの鏡である、この鏡にはみんな自分の姿がうつる。だから君が額に八の字を浮かべて鏡に向えば、鏡も八の字を寄せて君をにらみ返えし、君が微笑を浮かべて鏡に対すれば、鏡も微笑を以って君に答える」読書中にふとこんな記事が目についた。或る有名な識者が「運命を転換する方法の一つとして、毎朝鏡を見よ」というようなことを述べていた。毎朝規則正しく形式的に鏡を見ても、必ず自分の運勢が良くなるということはあるまい。もし本当ならだれだって実行するであろう。しかし、鏡の効用ということは考えられる。たとえば、顔色を知り健康の尺度とすることもできれば、怒った顔を鏡に写せば自然と和らぐのも経験することである。特に人間は怒ると健康に悪いといわれれば一刻も早くその怒りの心を静めることに努めることであろう、その点、鏡は無言の価値がある。毎朝日の出を拝めということもよく聞く、早起きだけの奨励ではない。万物の生命を生かす太陽に感謝せよということであろうが、日の出を拝むことも、鏡を見ることも、朝の行事としても、効用としても似たところがあるように思う。それは精神を素直に、心を和らげるなどからであろう、それが運命の転換にも及ぼうというのかもしれない。いずれにしても金のかからない、しかも簡単なことであるから実行したいものである。



俳句

四季片々(雑)

留萌支部 昭和新年子



孫八人中の一女の雑祭

妻老いて雑を飾らぬこと久し

戦災に飲けたる雑を飾りけり

雑の間に隣り受験地獄の灯

紙雑壁に退院あてもなく

川柳

留萌支部長 松金あきら(昭二)

(留萌川柳社副主幹)

感情をかくして秘針鼓動する

寝返り成功俺ニンマリ笑う

夕映えの雲に哭いてる北の海

花びらをちぎって女噓を言い

舗道からはずれた位置に石一つ



珍商売の新聞記事に抗議

—監察部—

1月27日道新に、転勤引越の際の「雑用まかせて」—代行会社お目見え—お役行への手続き、新聞配達の手配。。。—すべてで5千円—主婦は大助かり?この会社は昨年7月、東京で営業を開始した「アイ・移転サービス・システム」とし、珍商売の記事として掲載された。同社は東京のほか福岡、長野、京都の各地で問題となり、連合会長から昨年12月20日警告書が発せられていたものです。

本会では即日葛西副会長が道新社会部を訪問し上記企業に対しては、既に日行連会長から警告書が発せられているものであり、このように違法性の強い企業内容に関し、信頼度の最も高い貴紙において記事掲載されたことは、無資格者が行政書士の業務を行えるような印象を道民に与え、行政書士にとっては誠に重大な打撃であるから善処措置を講じてほしい旨抗議を行った。

行政書士必携 企画部の主管で業研部と監察部の協力を得てこの程完成し、皆様のお手許にお届する運びとなりました。この必携は将来加除できるように工夫して製本してありますので、そのつもりで御利用と保存に心掛けてください。

ポスター 会員の事務所掲示用ポスターを作成し配付しましたので御利用ください。

年計報告 年計報告は、会員の業務の実態を知るための唯一の大切な資料です。この報告を怠ると業務を行っていないとみなされ、登録のまっ消の対象となる場合もありますので、報告を励行してください。

'78.3 第105号・昭和53年3月15日発行

発行人 榎波 弥一郎
編集人 下国 富士夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221~2